

29 個保審第 8 号
平成 29 年 7 月 20 日

福岡県知事 殿
(福祉労働部子育て支援課)

福岡県個人情報保護審議会
会長 小林 登

個人情報の提供の制限に関する例外について (答申)

平成 29 年 6 月 8 日 29 子育第 691 号により諮問のあった、下記の事務に係る個人情報の提供については、公益上の必要があり、適当なものと認められます。

記

事務の名称	保育人材確保事業に係る福岡県保育士登録情報の提供事務
所管課名	福祉労働部子育て支援課
個人の類型	児童福祉法第 18 条の 18 第 2 項の規定により福岡県に備えた保育士登録簿に登録された保育士
提供する個人情報の種類	氏名及び住所
目的外提供の目的	保育人材確保に取り組む市町による潜在保育士に対するマッチング支援、求人情報の提供等を通じて、潜在保育士の就業を促進し、不足している保育士の人材の確保を図るため、福岡県保育士登録情報を提供する。
提供先	飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、小郡市、筑紫野市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、うきは市、宮若市、みやま市、糸島市、大木町、荇田町、吉富町
個人情報の取扱い	提供先が、福岡県から提供を受けた上記個人情報を利用して、マッチング支援、求人情報の提供等のため個人情報の本人に接触する場合には、当該本人に対し、福岡県個人情報保護条例第 5 条第 2 項第 6 号の規定により、福岡県から保育士登録情報に記載された氏名及び住所の提供を受けた旨説明すること。